

## 平成28年2月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年 2月17日（水曜日） 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

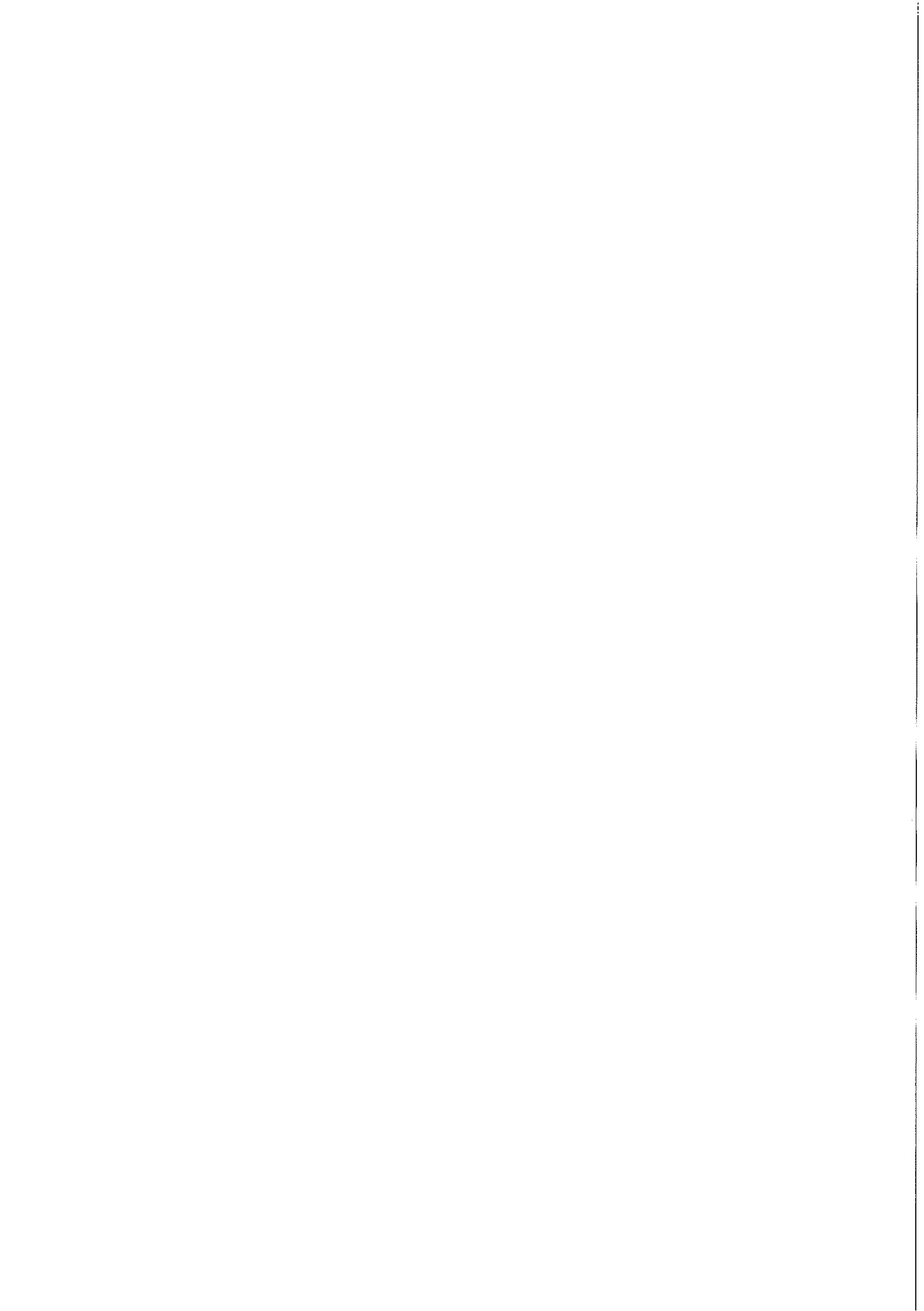
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

ただいまから、2月の定例総会を開催いたします。開催に先立ち、会長に挨拶をお願いします、その後、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

皆様、おはようございます。

今年は皆さんも御存じのように、年明け早々記録的な寒波によりまして、1月24日に、種子島にも雪が降りました。

異常気象といいますが、奄美大島でも115年ぶりに雪が舞ったということで、世界中で気候変動による影響が報告されております。

西之表においては、今回の寒波により、豆類を中心に農作物全般にわたり被害が出ております。

1月25日付けの被害調査によれば、スナップえんどう等豆類で、5,878万円、馬鈴薯、2,232万円で、作物全体の被害総額が約8,655万円となっており、さとうきびについても、東海岸側を主に新規の新植苗に不足が生じ、その影響についても今後心配されるところです。

1月27日には、西之表精脱の新工場の竣工式が関係団体参加のもと盛大に開催されました。今後、若者の雇用の創出や、農業労働力の受け皿としても期待が寄せられています。会社のこれから発展を願いたいと思います。

先ほども述べましたが、異常気象といいますけれども、この2、3年、最も素晴らしいと言われている日本の四季がわからなくなりまして、春と秋が無くなるのではないかと言われ始めております。この気象が平年とならないように願いたいものです。

また、この気候変動に伴いまして、我々としても新作物の品目・品質について模索していくかなければならないと思います。

○議長

それでは、ただいまより2月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。

議事録署名委員には、5番の石寺委員と、6番の岩本委員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転4件、賃借権設定7件、使用貸借権設定1件、

合計12件の申請がありました。

1番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積1, 327平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

2番です。住吉浜之町地区です。台帳現況地目畠の2筆で、合計面積1, 564平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

3番です。住吉中之町地区です。台帳現況地目田の2筆で、合計面積1, 418平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

2ページをお開き下さい。

4番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畠の3筆で、合計面積1, 179平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

5番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積300平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

1～5番の借人は同一で、許可後の経営面積が5, 788平米となり、下限面積の50アールを超えます。

6番です。古田番屋峯地区です。台帳地目山林、現況地目畠の1筆で、面積3, 577平米を贈与により所有権移転するものです。

3ページをお開き下さい。

7番です。現和田之脇地区です。台帳現況地畠の2筆で、合計面積5, 406平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

8番です。現和田之脇地区です。台帳現況地畠の1筆で、面積996平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

7, 8番の借人は同一で、許可後の経営面積が6, 402平米となり、下限面積の50アールを超えます。

9番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積3, 084平米を売買により所有権移転するものです。

4ページをお開き下さい。

10番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積1, 139平米を売買により所有権移転するものです。

11番です。国上桜園地区です。台帳現況地目田・畠の5筆で、合計面積8, 549平米を贈与により所有権移転するものです。

許可後の経営面積が8, 549平米となり、下限面積の50アールを超えます。

12番です。安納大平地区です。台帳現況地畠の1筆で、面積2, 139平米を賃貸借により2年間借り受けるものです。

以上、本件1番から11番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12番については、農地法施行令第6条に規定される不許可の例外の「法人の業務運

「営に欠くことのできない試験研究のための権利取得」に該当します。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして、担当委員の報告を順次お願いします。

○1番委員

1番です。番号1について報告いたします。

貸人については、電話で確認しました。

借人については2月15日本人立会いのもと、現地調査と調査表に基づき、聞き取りを行いました。

借人は、新規就農者で今回、就農給付金を受給しながら、安納いもの栽培を行うとのことでした。機械等については、当面、知人の農家から借りて、また、技術支援もいただきながら、耕作することです。現地は、能野地区の圃場整備済みの農地でした。

以上です。

○3番委員

はい、3番です。続きまして、報告をいたします。

借人については、申請番号2から5番までは、同一の方で、まとめて説明させていただきます。

14日に、借人立会いのもと、現地を確認いたしました。それから、貸人の方には、電話で確認をとりました。

まず、2番について、この畑は、浜之町地区の方になります。現地は、トラクターで耕しておりました。

次に3番ですが、これも住吉地区の農地で、少々荒れておりましたが、米を作付けするということでありました。

次に4番、5番の農地は、志和野地区で、割畑になっておりましたが、現在は、いも収穫が終わった跡がありました。

ただ、4番の貸人には電話で何回か連絡をしましたが、確認をすることができませんでした。

なお、借人は番号1から5まで同一の方で、現在、住吉地区に、居住しているということありました。以上報告を終わります。

○6番委員

6番です。番号6について報告します。

12日に譲受人立会いのもと、現地調査をいたしました。

譲受人は、家族経営する茶専業農家であります。申請は茶畑でありますが、古田地区になります。その贈与であります。

作業に必要な機械、加工施設、全部揃っておりますので問題ないと思います。

以上です。

○7番委員

7番です。番号7について報告いたします。

申請地は、田之脇地区にあります圃場整備区域内の畑2筆で、親子間の使用貸借ということです。

現地は、芋の収穫後、燕麦の作付をしておりました。

続きまして、番号8の報告をいたします。

同じく田之脇地区の農地でありますて、圃場整備区域内の農地で、燕麦を作付けしており、貸人と5年契約の賃借権の設定であります。

以上です。

○8番委員

8番です。番号9から11番について報告いたします。

まず、番号9ですが、譲渡人は、島外在住の不在地主で、昨年親が亡くなりまして、相続にて農地を取得された方で、譲受人は、市内在住の農家であります。

現地は、さとうきびの収穫跡であります。申請地は、譲受人の祖父の時代に売買がなされておりまして、手続がなされていなかった為、今回の申請に至ったということでした。15日に譲受人立会いのもと確認をいたしました。譲渡人は、島外でしたので、電話で確認をしております。

次に10番です。

譲渡人は9番と同じ方でして、譲受人は、地元在住の方で、現地は国上地区の農地で、燕麦が作付されておりました。

この申請地も祖父の代で売買が成立していたということで、今回の申請になったということです。

次に番号11ですが、これは、国上地区在住の方で、親から子への贈与であります。

田及び畠について、農地の半分については、燕麦を作付けしております、残りの農地は作付け前の状態でした。

譲受人は意欲ある後継者で、親子一緒に農業をしているそうです。

以上です。

○9番委員

9番です。番号12につきまして、昨日現地調査を行いましたので報告いたします。

事務局から説明がありましたように、借人は国の研究機関です。

申請地は安納地区にある圃場でありますて、さとうきびの試験研究のために利用することがありました。

賃借期間は、2年で賃借料は、農業委員会の標準小作料に畠かん整備済みの農地でありますので、農業水の利用も含みまして設定したということでありました。

申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

はい、2番です。

番号4について、ただいま、担当委員からの報告で、貸人の方と連絡が取れなかったということですが、双方確認を取ることが原則ですので、許可要件を満たさないと思いますが。

○議長

ただいまの報告で、4番の申請案件について、担当委員から貸人と連絡が取れない旨報告がありました。確かに、2番委員の言われる通り、双方確認を取ることが原則です。このことについて、事務局では何か説明がありますか。

○事務局

確かに2番委員の言われる通りでありますて、事務局に申請に来られた際には、次の申請番号5番の貸人の方とは親子関係にありますて、4番の貸人は、5番の貸人のご子息になります。

そのため、実質的には4番の申請農地に関しましても、5番の方が管理をしていると聞いております。

事務局としましても、そのことを踏まえて受付をしております。

○2番委員

このような場合、連絡が取れない場合の対応は、どのような取扱いになりますか。

○事務局

今回のような案件においても、本来は貸人と連絡を取るのが原則でして、どうしても連絡が取れない場合、今回については、5番の貸人が実質的な管理者として、申請時に報告がきておりますので、この方に連絡をとって頂いて、間違いないということであれば、許可相当になるかと考えますが、今の状況でいきますと、不許可、もしくは、継続審議ということで来月再度審議いただくか、可能であれば、本日5番の方に連絡を取つて頂き、確認ができれば、本日の審議案件として許可も可能と考えます。

○2番委員

本日連絡が取れるようであれば、そのようにした方がよろしいかと思います。

○議長

ただいま、事務局から説明がありましたように、5番の貸人が、4番の申請案件についても、代理的な立場にあるということです。

ここで、休憩としまして、その間、担当委員は、再度連絡を取つて頂くということで、

各委員にお諮りしたと思います。よろしいでしょうか。

○議長

異議なしとのことでありますので、ここで、休憩といたします。

○議長

はい、それでは審議を再開いたします。

3番委員より、4番の申請案件につきまして、再度報告を求められておりますので許可します。

○3番委員

休憩の間、4番の申請につきまして、実質的な管理者である5番の貸人の方、この方は4番の貸人の母親になりますが、連絡がとれまして、申請通り間違いないとの確認がとれました。

以上報告いたします。

○議長

ただいまの担当委員報告のとおり、確認出来たとのことです。

それでは、他に質疑はありませんか。ないようでしたら、採決をしたいと思います。

はい、異議なしとの声です。

○議長

それでは、議案第1号の1番から12番について、原案どおり許可することに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から12番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」につきましては、昨日申請人から取り下げの申請がありましたので、議案第2号については、削除をお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、事務局の説明がありました。

議案第2号については取り下げということです。

○議長

続きまして、議案第3号、「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は6ページです。

1番です。下西上石寺地区です。台帳地目は畠ですが、昭和55年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。安納大平地区です。台帳地目は畠ですが、平成元年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準3（ウ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについては、昨日現地調査が行われております。

調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

はい、10番です。

昨日、担当委員及び調査委員、並びに事務局と現地調査をいたしました。

番号1について報告いたします。

場所は、上石寺地区です。スライドをご覧ください。荒れた竹の山です。

隣接して住宅がありますが、その家のご子息が帰郷しまして現在住んでおりますが、申請地の一部を駐車場として貸しているそうです。

その部分もスライド画面では、きれいに整地しているように見えますが、車を駐車する為、竹を伐採したということで、地面には、竹の根が残っておりました。

面積的にも狭く、農地としての活用は無理ということで判断をいたしております。

続きまして、番号2について報告をいたします。

場所は、安納地区になります。この件につきましても、スライドをご覧のとおり現地には、農器具をはじめ、倉庫も建っておりますし、現況は雑種地となっております。どうてい畠への復帰は無理な状況であります。

以上、1番2番について、調査委員、担当委員、許可相当との意見の一致をみたところです。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは続いて、担当委員の報告を順次お願いします。

○5番委員

はい、5番です。

ただいま、調査委員長の説明のとおりで、面積も狭く、農地として活用できる状況で

はありませんでした。

以上です。

○9番委員

はい、9番です。

2番について、平成元年頃から耕作せず、とありますて、申請人の自宅の前になりますが、元々農地だったので、現地に倉庫が建っておりますが、倉庫に関しましては、以前、200平米以内の許可不要の申請ということで、申請が出されております。

現地も、調査委員長報告のとおり、農地への復旧は、出来るような状態ではありませんので、今回申請となつたところです。

以上です。

○議長

はい、ただいま事務局並びに調査委員長、担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

はい、2番です。

スライドの写真では、解りづらいのですが、地面の状況はどうなのでしょうか。

碎石等（ハエ）を敷いているのでしょうか。

○9番委員

現地地盤は、石交じり土のような状況です。

○2番委員

もともと、そのような地盤だったのですか。

○9番委員

私も、現地の近くに住んでおりますが、申請地が農地として活用されていたという記憶がありませんで、当時、地籍調査の関係でも、農地から外すよう指摘があったようです。

現地にある倉庫を建てる際、補助事業を利用したのですが、そのときに、そこを農業振興地域に編入したという経緯がありまして、そういうことで、現在も農地として残つていたということです。

○2番委員

人為的に碎石等を敷いて、現況のような状態になったのであれば問題ですが、もともと、そのような状況で農地としての活用が出来なかつたのであれば、特に支障はないと思います。

○議長

ほかに質疑がなければ採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、異議なしとのことですので、それでは採決をいたします。

議案第3号の1番、2番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願

いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願い」の1番2番については非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は7ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が1件でした。

7ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は下西鞍勇地区の畠7筆、合計面積6,801平米です。備考の①の5筆が現況1枚となっております。

あっせん委員は5番石寺委員と2番橋口委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

はい、今月は、「貸したい」の申し出が1件ということです。

これについて、質疑のある方は举手でお願いします。

○議長

ないようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

○議長

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年3月1日から平成31年2月28日の3年間、地目畠、面積4,983平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間、地目畠、面積5,686平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年3月1日から平成33年2月28日の5年間、地目田、面積1,830平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成28年5月1日から平成33年4月30日の5年間、地目畠、面積9,076平米、内更新分9,076平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-9ページをご

覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成28年2月24日に所有権を移転するものです。地目田、面積1,477平米、地目畠、面積8,078平米、所有権を移転する者4人、受ける者4人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-14ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日の10年間、地目畠、面積5,355平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については3-2ページを、詳細については3-3ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、機構集積協力金の対象となるものではありませんが、補助事業の関係で27年度中に農地中間管理権取得まで行う必要があることから、新たに創設された第V期で申請するものです。4月1日の貸付を行うためには、2月に市町村公告を行わなければならないことから、本日提案させていただいております。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

ただいま、事務局の方から説明がありました。

まず初めに、「利用権の設定について」を審議いたします。

整理番号1番から4番について、担当委員の報告をお願いいたします。

また、1番については私が担当しましたので報告をいたします。

#### ○議長

2月15日、設定する者が経営する法人が受人であるため、本人立会いのもと、現地を確認いたしました。

本人の土地を、この法人組織に移すというものです。地目4筆になっておりますけれども、実際には畠3枚になっておりました。

畠は牧草が作付けされている箇所と、畠を耕して牧草を植える準備をしている状況でした。また、一部は牧草のロール置場として、使っているようです。

以上、申請どおり間違いありませんでした。

審議方よろしくお願ひします。

#### ○議長

それでは、2番以降順次報告をお願いします。

#### ○7番委員

はい、7番です。整理番号2について報告いたします。

申請地は、現和地区で、設定する方と受ける方は親戚関係になります。

2年程前までは、耕作しておりましたが、現在は、休耕しております少し荒れてはいますが、今回の申請となっております。

受ける方は、認定農家で、安納いも、水稻作中心の経営者です。13日に双方確認しております。

以上です。

○議長

次の3番については、設定を受ける者が、13番委員となっております。

このことについては、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号4について審議をしたいと思います。

また、整理番号1番、2番、4番について、先に質疑を受け、採決までを行うことといたします。

それでは、整理番号4について担当委員の報告をお願いします。

○11番委員

はい、11番です。整理番号4について報告をいたします。

設定を受ける者は、法人の方です。

15日に受ける方立会いのもと、現地確認を行っています。現地は今、安納いもの作付け準備中でした。設定する方は高齢で、自宅を訪問し、説明をして確認をとっております。申請通り、間違いありませんでした。

よろしくお願いします。

○議長

それは整理番号1番、2番、4番について、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

「利用権の設定」1番、2番、4番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番、2番、4番について原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、整理番号3番について審議いたします。

13番委員は一時退席をしていただきます。

はい、それでは担当委員の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。整理番号3につきまして、報告をいたします。

先日、現地調査を行いました。

設定を受ける者は、さとうきびの作付けを行う大規模農家の認定農家です。

場所は安納地区で、2筆あります。

1筆については、現在作付けの準備をしておりましたが、確認したところ澱粉用いもを作付けするということでございました。

もう1筆については、利用権の設定をする方が、現在さとうきびを刈り取っておりました。

設定する方の規模縮小ということで、今回の申請になったということです。

申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

#### ○議長

ただいま、9番委員から報告があったとおりです。

皆さんの方から、質疑があつたら举手でお願いします。

#### ○2番委員

はい、2番です。

この案件は、農地中間管理事業の耕作者集積協力金の対象になるかと思いますが、設定をする方について、その辺の説明はなされているのでしょうか。

申請自体は、28年度の手続となるかと思いますが、設定する方には、交付金の対象となるわけですので。

設定を受ける方とは、同じ地域内でございますので、その辺の事情もよく存じていると思いますが、確認は取れているのでしょうか。

#### ○事務局

事務局からです。

ただいまの件に関しましては、現地も隣接している農地ですので、耕作者集積協力金の対象になります。

ただ、今回の申請を中間管理事業の方に乗せ変えることになりますと、申請時期が6月以降になるとと、貸付期間の問題がありますので、設定する方の了承が必要になります。

なお、設定する方が、そこまでしなくても、中間管理事業を利用しなくともいいということで、協議がなされていることも考えられますので、今回申請にある貸付期間が3年となっていることも考慮して確認する必要があると思います。

#### ○2番委員

設定される方が、事前に集積協力金についての説明を受けているのであれば、別に問題ないと思うのですが、説明がなくて、このまま受けてしまえば、本来交付されるべき協力金が貰えないということですから、本人の為にも慎重に取り扱う必要があると思います。

特に、担当委員の方々もこういう点には十分配慮して、調査に当たるべきかと考え、

意見を申し上げた通りであります。

○事務局

先ほどの説明でも触れましたが、今回の申請で貸し借りが4月1日からということになっていることと、期間が3年ということもあり、事務局としましても、設定する方に特に確認はしておりませんでした。

このことについては再度、設定する方に確認が必要と思われます。

今回の申請については、貸付け開始が4月1日からということもありますので、不許可又は、継続審議ということで、確認が取れた後、必要であれば次回の審議案件として取り扱うことも可能であると判断いたします。

また、設定する方が、中間管理事業で申請をやり直したいということであれば、取下げということも可能でありますので、まずは、その確認が必要と考えます。

○議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、この案件に関しましては、次回の総会での審議も可能とのことです、問題になっているのが、設定する方が中間管理事業に係る耕作者協力金についてその対象となることを理解した上で、今回の申請となったのかということです。

そこで、皆様にお諮りいたします。

本申請について設定を受ける者が、13番委員となっております。

この件につきましては、委員も関係していることですので、双方においても、協力金関係の説明がなされたのか、確認する必要があると判断します。

ここで、13番委員の入室を許可したいと考えますが、宜しいですか。

○議長

異議なしとのことですので、13番委員の入室を許可します。

事務局お願いします。

○議長

ただいまの審議の中で、13番委員に確認する必要があるということで、入室頂きました。

今回の申請にあたり、委員が、設定を受ける者で、設定する方について、本案件が中間管理事業の耕作者協力金の対象になる旨、今回の利用権の設定にあたり、話をされたのかについて確認したいのですが。

○13番委員

はい、13番です。

ただいま、議長から説明がありましたが、設定する期間について、設定する方の旦那さんが元気なうちにということで、当初1年と言われたのですが、その後旦那さんが亡くなられて、設定される方が3年は良いでしょうということでしたので、3年だと期間が短いということで、この後でできますが、この方のお母さんが、今回離農するという

こともありまして、一応、自分の分は、将来、耕作したいということで、中間管理事業ではなく、今回の申請となつております。

以上です。

○議長

ありがとうございます。13番委員は、再度退室をお願いします。

○議長

異例ではありますが、大変重要な事項でありましたので、13番委員に説明を求めたわけですが、事業についての説明はした上で、設定期間を長くとれないということで、今回の申請になつたということです。

以上、この件につきましては、設定をする方も了承したうえで、今回の利用権の設定になつたということです。よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

○議長

異議なしとのことですので、本案件について、採決をいたします。

「利用権の設定」3番について原案通り承認する方の举手をお願いします。

○議長

はい、賛成多数ということで、「利用権の設定」3番については、原案通り承認し、意見を市長に送付します。

13番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、「所有権の移転について」審議をいたします。

整理番号1番から4番について、順次担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。整理番号1番について報告いたします。

2月11日移転を受ける方、立会いのもと現地調査をいたしました。

申請地は、鞍勇地区の農地でございます。

移転する方は、後継者も居なく高齢である為、農地を売買したいとのことでございます。また、受ける方は安納いもや馬鈴薯を中心に耕作する新規就農者でございます。

今後、農地の拡大を図り、大規模な就農を目指したいとのことでございます。

申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○7番委員

はい、7番です。2番について報告いたします。

申請地は、現和地区の農地になります。

移転する方と受ける方の農地が隣接しているということで、今回の申請となつたようです。13日に双方確認しております。

以上です。

○10番委員

はい、10番です。整理番号3について報告をいたします。

移転する方は、足が悪く電話にて確認をとりました。

受ける方とは13日に、現地で確認をとっております。安納いもを作付けしたいということでした。申請書どおり間違ひありません。

以上です。

○12番委員

はい、12番です。整理番号4について、報告をいたします。

受ける方は、大規模な法人であります。現地は2月22日に確認をいたしております。

申請通り間違いございません。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

異議なしとのことです。それでは採決をいたします。

○議長

所有権の移転、1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番から4番につきまして、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして利用権の設定のうち、「農地中間管理事業分について」審議を行います。

審議案件は、1件です。

○議長

先ほど事務局より説明がありました。

なお、この案件につきましては、担当委員の報告は、特に必要ありませんので、これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○2番委員

はい、2番です。

申請農地の借り手は決まっていますか。

○事務局

これについては、浜脇地区で、就農して5年程になる担い手農家の方で、畜産業を経営していますが、その方が借りるように申請が出ております。

○議長

他にありませんか。

それでは、ないようですので採決をいたします。

「利用権の設定農地中間管理事業分」1番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定農地中間管理事業分」1番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

平成28年2月17日

会長 藤田峰生 

5番委員 石井政和 

6番委員 岩本延男 